

一般社団法人山梨県言語聴覚士会

理事会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）定款第42条に基づき、理事会の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(構成)

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類)

第4条 理事会は、通常理事会・臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

第2章 招集

(招集権者)

第5条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(招集通知)

第6条 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事、及び監事に対して発する。

ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(議案)

第7条 理事会に付議する議案は、会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

第3章 決議

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議方法)

第9条 理事会の決議は、定款に別段の定めがあるもののほか、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数を持って決する。可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事としての表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第10条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議に出席した理事2名以上が署名しなければならない。

第4章 雑則

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の審議、決定を得て実施する。

(附則) この規程は、平成26年9月1日から施行する。